

平成21年 教育委員会第9回定例会 会議録

日 時 平成21年5月26日(火) 午後3時10分～午後4時15分
場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【こども総務課】

- (1) 『議案第23号』 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正
- (2) 『議案第22号』 教育事務に関する議案に係る意見聴取

【育成・指導課】

- (1) 『議案第21号』 教育委員会事務局 人事案件 【秘密会】
- (2) 『議案第24号』 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正

第 2 報告

【こども総務課】

- (1) 中学校・中等教育学校公開日のホームページ掲載

【副参事(特命担当)】

- (1) 新型インフルエンザについて

【育成・指導課】

- (1) 教科書展示会の実施

【こども施設課】

- (1) (仮称) 富士見こども施設の愛称募集
- (2) 麴町中学校 基本設計

第 3 その他

【こども総務課】

- (1) 教育委員会会議録のホームページ掲載予定

出席委員 (4名)

教育委員長	市川 正
教育委員長職務代理者	堀口 雅子
教育委員	福澤 武
教育長職務代理者	島崎 友四郎

出席職員 (7名)

特命担当部長(次世代育成担当)	立川 資久
こども総務課長	峯岸 邦夫
副参事(特命担当)	門口 昌史
育成・指導課長	坂 光司
こども支援課長	関 成雄

こども施設課長	佐藤 尚久
児童・家庭支援センター所長	吉野 紀子

欠席職員 (1名)

参事(こども健康担当)	大井 照
-------------	------

書記 (2名)

総務係長	小宮 三雄
総務係員	成畑 晴代

市川委員長 | それでは、ただいまから平成21年教育委員会第9回定例会を開会します。
 本日は、大井参事が欠席をしております。
 今回の署名委員は、福澤委員でございます。
 本日の議事日程はお配りしてあるとおりなのですが、第1、議案、
 育成・指導課の議案第21号「教育委員会事務局 人事案件」につきましては、
 個人情報が含まれておりますため、地教行法第13条第6項のただし書き
 の規定に基づきまして非公開としたいので、その可否を求めます。
 賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

市川委員長 | 全員賛成でございますので、それでは、これは非公開といたします。
 本件につきましては、ただいまの賛否で非公開ということになりました
 ので、議事日程の最後に、関係者以外退席をしていただき、取り行いたい
 と思いますので、よろしく願いをいたします。

◎日程第1 議案

こども総務課

- (1) 『議案第23号』 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正
- (2) 『議案第22号』 教育事務に関する議案に係る意見聴取

育成・指導課

- (1) 『議案第21号』 教育委員会事務局 人事案件
- (2) 『議案第24号』 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正

市川委員長 | それでは、日程第1、議案に入ります。
 議案第23号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正」について。
 こども総務課長から説明を願います。

育成・指導課長 | 委員長、すみません、議案第23号、議案第24号につきましては、育成・指
 導課から説明をさせていただきたいと思っております。

市川委員長 | それでは、23号並びに24号は育成・指導課から説明ということですね。
 育成・指導課長 | はい。

市川委員長
育成・指導課長

はい。それでは、お願いします。

特別区人事委員会勧告について、まず説明をさせていただきますと、これに関連する議案23、24号を合わせて説明させていただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

市川委員長
育成・指導課長

結構です。じゃあ、そのようにしてください。

はい。お手元の資料なのですが、5枚ほどめくっていただきますと、特別区人事委員会委員長から区議会議長、区長あての通知資料がございます。まず、これについて説明をさせていただきます。

5月1日、人事委員会から国家公務員の期末・勤勉手当に関する特別措置について勧告がございました。その後、5月11日に特別区職員においても、特例的な措置が必要との判断から、このような形で、特別区人事委員会から区職員に支給する夏のボーナスを0.2カ月分支給、これを凍結するという勧告が出されました。これを受けまして、教育委員会所管の幼稚園教育職員に関する例規改正を行う必要が発生しましたので、本日も審議いただければと思っております。

資料を4ページほど戻っていただきたいのですが、議案23号と議案24号、議案23号の条例改正、それから24号は規則改正になりますけれども、これを概要版ということで、一番最初から数えますと3枚目になります。幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正概要と、この資料に基づいて説明をさせていただきます。

改正の内容ですけれども、いずれも0.2カ月分の凍結ということになっております。この凍結ということですが、通常、前年の冬とその夏の支給額を調査して8月に勧告するわけですが、それを今回、臨時的に先取りして、支給を暫定的に凍結すると。そして、例年行われている夏以降の勧告で改めて調整するというので、今回、凍結という文言を使っております。

この内容、具体ですけれども、管理職については、期末・勤勉手当それぞれを0.1月ずつ、それから、管理職以外の幼稚園教育職員については、期末手当が0.15月、それから、勤勉手当が0.05月、いずれも合わせますと0.2月になりますけれども、それぞれ凍結するという内容になっております。

このことについてご審議いただければと思います。よろしく申し上げます。

市川委員長
育成・指導課長

説明は以上ですか。

はい。説明は以上です。

市川委員長
堀口委員
育成・指導課長

何かご質問等、ございますか。どうぞ。

先程ちょっと伺ったんですけども、これは幼稚園の方たちだけですね。

はい。

堀口委員

そうすると、何か他の説明がないと、一番弱い人から絞られていくのかなと思ってしまう。これは幼稚園だけがここに取り上げられてるのは、他の区の職員や関係の職員の給料は、他のところで、やっぱり同じように減らされている、その一部分としてここで取り上げられているんですか。

育成・指導課長 はい。委員がおっしゃるとおりでございます。

堀口委員 その説明がないと、ここでこれだけ出されると、何か弱い者いじめみたいな気がしてしまって。

育成・指導課長 すみません。特別区の職員は、現在、区長部局のほうで同じような手続をとっております。教育委員会としましては、区職員と関係する部分が幼稚園の教員の期末・勤勉手当ということになりますので、こちらでご審議を願います。

堀口委員 全体の中のこの部分は、私たちに責任があるということですね。わかりました。

育成・指導課長 はい。ちなみに、小・中学校の先生方につきましては、都の人事委員会から同様の、合わせてですが、0.2月分の凍結という勧告が出されておりました、これに応じて、都も……。

堀口委員 都に準ずるということ。はい、わかりました。

市川委員長 何かご意見等、ございますでしょうか。

堀口委員 どうぞ。

堀口委員 そうすると、ある程度仕方がないということですね、これは。右に倣えということですか。

育成・指導課長 国から勧告が出ておりますけれども、特別区そして本区も、現在の社会情勢を勘案するとやむを得ないだろうということで、通常では夏以降の勧告に従うわけですけれども、臨時的な特別措置ということで対応させていただいております。

堀口委員 はい、わかりました。

市川委員長 ご意見はありませんか。

福澤委員 良いんじゃないですか。

市川委員長 世の中一般の状況を考えれば、こういうのというのはやむを得ない。堀口委員のおっしゃったように、右へ倣えみたいなお話ですけれども、やっぱり勧告制度の根幹に関わることだと思うんですね。ですから、個人的な意見を言わせていただければ、やっぱり、そのあたりをきちんと議論した上で、国の人事院が勧告したからこういうようになりましたというようなことというのはいかがなことかなというようには、私個人としては思います。

思います。やはり、これは我が区の幼稚園の教職員だけとかあるいは千代田区に限って勧告を受け入れないということは、現実問題として難しいんでしょうし、凍結という言葉で説明があったことが本当にどういうことになるのか、多分、状況が変われば、8月になされる勧告に盛り込まれる、その場合に復元するのか、復元しないのか等々の問題もあろうかと思いたすけれどもね。

やっぱり、これは1つの大きな問題だろうというように、人事院の勧告制度あるいは人事委員会の勧告制度というのは大きな問題なんじゃないかというようには感じます。

それから、もう一つ、余計なことを言わせていただければ、公務員全般の

こういう給与を、確かに状況としてはまずい——まずいというか、百年に一度というような、そういう経済状況でやむを得ないだろうということも、もちろんわかるわけですが、しかし、片方でそれだけ消費の部分が縮むわけですし、あるいは、消費に与える影響も少なからざる部分があるだろうというような現実があるわけですから、やむを得ないのではありますけれども、致し方ないとは思いますが、意見を求められれば、そのような意見を申し上げる必要があるのかなど、私個人はそう思いましたので、念のために申し上げさせていただきます。

よろしゅうございましょうか。ただいまは個人的な意見でございますので。

それでは、本件につきましては、議案23号とそれから議案24号ですね。この両件につきまして、採決をしたいと思います。

両件につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

市川委員長 はい。それでは、全員賛成ということで、原案のとおり決定することいたします。

それから、議案22号「教育事務に関する議案に係る意見聴取」ということですが、どうぞ。

こども総務課長 はい。それでは、教育事務に関する議案に係る意見聴取ということで、次のページのところで、裏面を見ていただきますと、区長から教育委員会の委員長あてに意見聴取がございました。その内容につきましては、育成・指導課長が、先程申しました0.2ヶ月分を凍結するということに関連して、教育長にかかわる期末手当につきましても同様の措置をとりたいということであり、議案を提出するに当たりまして、教育委員会へ意見聴取が来たということでございます。

当委員会といたしましては、下記の事案、「千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例」については、当委員会では異議ありませんということで、了解といたしたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

市川委員長 説明は以上でございますが、何かご意見はございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

市川委員長 はい。それでは、本件につきまして、採決をいたしたいと思います。

本件について、賛成同意の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

市川委員長 全員賛成でございますので、本件は、意見は特になしということです。

こども総務課長 それから、先程、育成・指導課長から説明いたしました、「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正」を教育委員会で議決いただきましたので、こちらから、区長部局に立案請求し、区長が、議会に議案として提出するわけですが、同じように、この件につきまして、また、教育委員会の意見

聴取という手続が参りますので、先程の教育長の期末手当と同じように、異議なしということで回答させていただきたいと思います。その辺をお任せいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

市川委員長 よろしゅうございましょうか。

(了 承)

市川委員長 はい。それでは、そのように取り計らってください。

◎日程第2 報告

こども総務課

(1) 中学校・中等教育学校公開日のホームページ掲載

副参事(特命担当)

(1) 新型インフルエンザについて

育成・指導課

(1) 教科書展示会の実施

こども施設課

(1) (仮称)富士見こども施設の愛称募集

(2) 麴町中学校 基本設計

市川委員長 次に、報告事項ですね。日程第2の報告に入りたいと思います。

初めに、こども総務課から報告願います。

こども総務課長 それでは、21年度の区立中学校、中等教育学校の学校公開日のお知らせでございます。

麴町中学校、神田一橋中学校の一斉公開日ということで、麴町中学校につきましては、9月7日から12日までの6日間、一斉公開ということでございます。それから、神田一橋中学校につきましては、9月7日から11日までの5日間を一斉公開日とさせていただきます。

なお、九段中等教育学校につきましては、下の欄にございますけども、10月19日から10月24日までを学校公開週間と位置づけております。

また、そのほか、麴町中学校、神田一橋中学校、九段中等教育学校とも、それぞれ、運動会、学校説明会等ございまして、その中で学校を公開していくということでございます。

なお、本日、報告した後、ホームページに掲載したいと考えております。

以上です。

市川委員長 ご質問等、ございますでしょうか。

これ、今の説明ですと、教育委員会事務局のホームページに載せると、そういうことでいいんですね。

こども総務課長 区のホームページの中の教育委員会のところですか。

市川委員長 教育委員会。これ、各学校では載せていないんですか。ホームページを持っているところとか。

こども総務課長 もう載せていると思います。

市川委員長
こども総務課長
市川委員長

載せるんですね。
はい、載せます。
というようなことだそうでございます。
よろしゅうございましょうか。

(了 承)

市川委員長

はい。それでは、本件については報告を承ったということで、そのように取り運んでください。

次は、インフルエンザについてですね。

それでは、副参事からお願いします。

副参事 (特命担当)

新型インフルエンザにつきまして、私のほうからご説明申し上げます。

資料につきましては、「保護者の皆様へ」という、5月19日付、裏面が5月25日付のチラシ、それからあと、保健所で作成いたしましたチラシを添付してあります。

まず、「保護者の皆様へ」のチラシでご説明を申し上げます。

今般5月18日に臨時会を開いていただきまして、修学旅行への対応等を決定していただいたところでございますが、その後、都内発生が5月20日、八王子市、21日に目黒区、22日に三鷹市という形で、現在、都内での発生が見られたところでございます。

5月19日の保護者向けのチラシにおきましては、千代田区の対応、保護者の皆様へのお願い、そして、事業の中止ということで、修学旅行の中止の決定の件と、それから、近県でインフルエンザが発生した場合等、学校・保育園・学童クラブ等の臨時休業・休止になる可能性があるということをお知らせしているものでございます。

続きまして、裏面でございます。5月25日、保護者の皆様へということですので。

先程の都内発生を受けまして、新たにまた、保護者の皆様にチラシを配付させていただきました。その中でうたわせていただいているところですが、保護者の皆様へのお願いの中で、登園・登校前に必ず検温を行ってくださいということです。神戸市で発生したときも、インフルエンザという形で、当初、新型インフルエンザということではなく、見逃されたということがございました。検温を行うという形で、38℃以上の発熱等の症状がある場合につきまして徹底していただきたいという形で、こちらのほうのお願いをしているところでございます。

次に、現在の日本国内での臨時休業の状況でございます。文部科学省のホームページから調べたものでございます。

幼稚園・小学校・中学校、あと、高等学校・大学等を含めまして、全国で、5月25日現在でございますが、国立・公立・私立合わせて725校、現在、臨時休業となっているということでございます。うち、幼稚園は155校、小学校は149校、中学校は104校という内訳でございます。

こちらは、先週21日の時点での数に比べますと、兵庫県・大阪府等で学校

がまた休業が閉鎖になったというところでございまして、5月21日時点での合計4,874校から比べますと、7分の1程度に減ったというような状況でございます。

私のほうから、報告は以上でございます。

市川委員長

説明は以上でございます。

何か、ご質疑、ご質問等ございましたら、発言をお願いします。

どうぞ。

堀口委員

保護者から何か、積極的なご意見とか反論とかありますか。

副参事(特命担当)

修学旅行の件でございますか、それとも……。

堀口委員

こういう通達の。

副参事(特命担当)

チラシでございますか。チラシにつきましては、何ら、こちらのほうにこれについてというご意見等は、余りないように聞いております。当然、どのような対策を取ったら良いのかというようなことは、保健所等にもご連絡があったようでございますので、それにつきましてはチラシをお配りして、こういう形を取ってくださいというような形では流しております。

直接、保護者の方からこちらのほうに、これに関して何かという形では聞いてはおりませんが。

堀口委員

はい。ありがとうございます。

育成・指導課長

委員長、よろしいでしょうか。今のことに関して。

市川委員長

どうぞ。

育成・指導課長

修学旅行の中止について、親御さんからは様々というか、両面のご意見は頂戴しております。

慎重に対応していただいて感謝しておりますという声が校長に届いている一方、非常に思い出づくりとして重要な行事を、延期ではなく中止とはいかがなものかという厳しいご指摘、ご意見も頂戴しておりますが、この会でも報告させていただいたようなご説明を申し上げまして、子どもの安全を第一に考えて苦渋の決断をしましたということでお話はさせていただいておりますが、今日も、なぜというようなお電話を頂戴しました。

堀口委員

ご苦労さまです。

市川委員長

何かご意見等、ございますか。

福澤委員

何か、得体が知れないものを相手にしているんだからしょうがないんじゃないんですかね、これ。過剰反応があっても。

堀口委員

過剰反応と言えるかな。

市川委員長

まあ、今から思えばということはありませんけどもね。しかし、あの時点で——18日でしたか、その時点で考えれば、中止もやむなしということでもよかったんじゃないかろうかと私は思いますけどもね。

福澤委員

そういうことだと思いますよ。

市川委員長

先程も、岡田校長かな、神田一橋の。どうですかというふうに聞いたら、やはり同じようなことをおっしゃっていましたが。まあ、何とか、時期を見て、たとえ1泊でも良いからできないのかという——今後ですね、時期

を見てできないのかというような話はございますというような話を聞きました。

教育長職務代理者

今日、大井参事は欠席ですけれども、保健所の対応も、この3報と4報の下のほうをご覧いただくと変化してしまっていて、3報の段階では、保健所の対応は平日の午前9時から午後5時まで、それ以外は、東京都の休日夜間発熱相談センターとなっていますが、現在は、平日・休日とも、午前9時から午後9時までは区の保健所が対応しています。東京都は、その分、残りの平日・休日とも、午後9時から翌日の午前9時までという対応になっています。

それから、区も様々な問い合わせが増えているものですから、保健所の電話回線を増設したり、あるいは、その問い合わせに対応するために、保健師も、保健所の本来の保健師だけではなくて、保健福祉部の高齢者福祉で勤務している保健師とか、あるいは、私どもの児童・家庭支援センターで対応している保健師なども、事業の応援に出ているという形でございます。

堀口委員

それから、ちょっと、詳しいことになりましたが、マスクは、学校という公共の場では、何もなくても一応かけるんですか。マスクが足りないということになっているけれども、こっちから配布しているんですか。

副参事(特命担当)

はい。私のほうから。いざというときの備蓄というような対応で、学校に生徒さん分と、あと、職員さん分は配置をしてあります。今現在、授業の中でマスクをするようなことはないというようには聞いておりますけれども。

堀口委員

したくはないですね。ありがとうございます。

教育長職務代理者

休校になったときに人込みを避ける、そういうときに、帰りに子どもたちに渡して帰そうというような想定のもとに、学校には必要な枚数を配布していますけれども、日常的に着けさせるとか、そういう状態ではないです。そういう指導はしていません。

堀口委員

そういう状態ではないということですね。

市川委員長

他にございますか。よろしいですか。

(了 承)

市川委員長

それでは、次に移りたいと思います。

次は、育成・指導課長から、教科書展示会の実施ということですね。お願いします。

育成・指導課長

はい、お願いします。

お手元の「教科書展示会の実施について」という資料をご覧ください。

これは、教科書の発行に関する臨時措置法第5条に基づいて、東京都の依頼を受け、区が実施するものでございますが、千代田区立学校で使用している教科書を保護者や区民の方々にご覧いただきまして、教育内容への関心・理解を深めていただくことを目的としております。

2番に展示期間がございまして、丸が3つございまして、丸の2番目、中ほど、「法定展示会」という表記があります。この法定展示会というのは、この教科書の発行に関する臨時措置法に基づいて実施するものです

れども、これは毎年実施しております。丸の1番目に「特別展示会」というのがございます。これは、教科書採択換えの年度のみ、東京都が独自に実施しているものでございます。本年度は中学校の採択換えがございまして、この法定展示会と特別展示会、そして、暦の関係で法定展示会が金曜日に終了しますので、広く区民・都民の方にご覧いただくということで、土曜日・日曜日、これも区独自に2日ほど延長して設定しております。都合、6月9日火曜日から7月5日の日曜日まで、26日間、展示会を実施する予定でございます。

展示会場は、千代田図書館の対面朗読室、こちらをお借りして展示する予定ですが、現在、小学校・中学校それから中等教育学校で使用している教科書等、754点を展示する予定でございます。

展示時間は、千代田図書館の開館時間に合わせて展示をいたします。平日は午前10時から午後10時まで、土曜日は午前10時から午後7時まで、日曜日・祝日は午前10時から午後5時までと、比較的長い時間を設定いたしましたので、多くの方にご覧いただけたらと思っております。

以上でございます。

市川委員長

説明は以上でございますが、何かございましたら。

これは採択云々じゃないんですね。こういうものを使う予定で、こういうようなものを使っていますという意味で覧をいただくと。そういうことですね。

育成・指導課長

はい。使用している教科書と採択用の見本本になります。

市川委員長

よろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長

それでは、次に移りたいと思います。

次は、こども施設課長から、(仮称)富士見こども施設の愛称募集についてと、それから、麴町中学校の基本設計、この2点ですね。では、続けてお願いします。

こども施設課長

まず、(仮称)富士見こども施設愛称募集についてでございます。

A4縦の資料をご覧ください。22年4月供用開始予定で建設しております富士見こども施設ですけれども、昌平小学校がある施設、ここは「昌平童夢館」、千代田小学校がある施設は「神田さくら館」などの愛称がございまして、それと同様に愛称をつけるということで、愛称を募集したいというように考えております。地域の施設ということでございますので、富士見地区の地域住民の方々や、施設を利用する子どもたちの思いがこもった愛称とするために、地域の関係の方々を中心に愛称を募集するというのでやりたいと考えております。

愛称の決定方法ですけれども、1の応募用紙の配付、これにつきましては、富士見出張所、富士見地区の各町会、富士見小学校・幼稚園、飯田橋保育園、富士見児童館等で応募用紙を配付いたしまして、2の応募方法ですけれども、出張所、小学校・幼稚園、今言ったような施設に投票箱を設置しま

して、そこへ投函していただく。また、投票用紙を事務局のほうへ郵送またはファクス等でお寄せいただくという形で考えております。3の愛称の決定でございますけれども、応募された案の中から、地元で協議会がございますので、そこで審議していただきまして、その結果を区長に報告し、区長が最終決定するというところで、決定したいと思います。

決定につきましては、当然ながら地元の協議会の決定を尊重するわけですが、類似名があったり、商標登録みたいなものがあると、ちょっと具合が悪いので、区のほうで最終チェックをさせていただくというような意味合いで、区長が最終的に決定することにしたと考えております。

スケジュールでございますが、6月上旬から応募用紙を配付、また、投票箱などを設置しまして、1カ月ぐらいの間、募集し、6月末に締め切り、9月上旬には愛称を決定するというところで進めたいと思っております。

下は愛称名の例ですけれども、例えば、富士見ドリーム館ですとか富士見グリーン館ですとか富士見みらい館、これは事務局で考えたものですが、これにとらわれない名前でも当然結構なものですけれども、広くお寄せいただきたいと考えております。

なお、この件につきましては、5月15日に地元で行われました富士見こども施設の協議会においてもご説明し、了承いただいているところでございます。

説明は以上です。

続けてどうぞ。

では、こども施設課から2点目です。

1枚おめくりいただきまして、ちょっと資料が多いのですが、ご確認ください。まず、A4縦の「区立麴町中学校改築工事基本設計について」に基づいて、説明させていただきます。

このたび、基本設計について諸調整が終わりましたので、ご報告させていただきます。

1、建築概要、延床面積1万2,116平米。構造といたしましては、鉄骨鉄筋コンクリート造・一部鉄筋コンクリート造です。階数は地下1階、地上6階。竣工予定は24年1月、開設予定は24年4月の予定となっております。

2、基本方針でございます。麴町中学校改築基本構想・基本計画。これは内部的な首脳会議で昨年8月に決定いたしました。それに基づき、下記の全体基本方針により設計作業を行いました。丸のところですが、まず、共に育む共育、緑、環境、長寿命、コミュニティ、防災拠点、これらを基本コンセプトとして設計作業を行った次第でございます。

3、予算計上でございます。現在のところ、44億9,700万ほど、平成21年度から24年度の債務負担行為という形で予算計上しております。内訳は、工事費44億、工事監理の委託料として9,700万、そこに括弧書きで書いてございますけれども、環境対策、温暖化対策条例などに基づきます環境対策費については、今のところは後付けということで、そこから除いているというこ

市川委員長
こども施設課長

とでございます。

4、今後のスケジュールでございますけれども、今日、教育委員会にご報告し、この後、議会の常任委員会に報告いたしまして、実施設計に着手していくと。22年2月、契約については議決案件ですので、第1回定例会で議案としてお願いする、と。年度末の22年3月には工事着工というように進めてまいりたいと思います。そして、24年4月の供用開始を目指して工事を進めていきたいというように考えています。下に米印がついておりますけれども、21年7月からは、これはまた、年末ぐらいまでかかってしまいますけれども、旧校舎の解体工事にも取りかかる予定でございます。

1枚めくっていただきまして、A3の横の基本設計の図面でございます。これについては、今後、実施設計の段階で変更になる場合があるということで、ご理解をいただきたいと思います。部屋の配置等、さらに効率的になるように、学校などと相談しながら、さらに詰めていく予定です。面積も若干変わるかもしれませんが、今現在ということでご理解いただければと思います。

1枚おめくりいただきます。

右下、ちょっと網掛けで見にくいのですが、一番右にNo.001と書かれたペーパーでございます。これについて、まず説明いたします。

左側は1階の平面図ですけれども、上が貝坂通りになっていまして、こちらが東側になります。図面の下のほうがプリンス通りになりまして、こちらが西側でございます。緑に塗ってありますが、この辺に植栽ですとか芝生みたいなものを植えて、東西方向に緑のネットワークを形成していきたいというふうに考えております。

校舎のほうは、左が北側になりますけれども、主に管理部門、校長室ですとか職員室ですとか保健室等々を配置してあります。

真ん中辺に合同教室というのがありますけれども、これは二層になっています。いわゆる大学なんかによくあります階段教室をここに配置したいと考えております。現在の麴町中学の旧校舎にも合同教室がございまして、そこが学校のシンボリックな存在になっておりますので、学校からも地元からも、新校舎でもこういう教室をつくってほしいということで配置してあります。

その上のほうですけれども、特別支援教室1、2、3というようにございます。もともと、麴町中のほうで特別支援をやっていたわけですが、改築ということで、今、神田一橋中に特別支援クラスがあります。麴町中に戻ってきたときは、神田一橋中が今、固定学級だけなんですけれども、通級学級もここで開設したいと考えております。

その右側、南側になりますけれども、武道場とか防災倉庫と書いてある棟がございます。ここは体育施設部門でございます。真ん中にある武道場は、現在はないのですが、新学習指導要領の関係で、24年から中学の武道が必修科になることに基づいて、新しい施設として武道場を確保したいというふうに考えております。

それで、ちょっと、右から左のほうに道路のように線が湾曲して入っていますけれども、この下に地下鉄が通っているという図です。地下鉄が通っている関係で、この部分については、割と建物的にも強固なものにしなければいけないということがございます。

このペーパーの右側の上のほうですけれども、2階平面図、下のほうは3階平面図になっております。

上のほうの2階ですけれども、真ん中辺の合同教室については二層の上の部分でございます。

その右側に普通教室が4つ、配列されております。普通教室は、この下の3階にも4つ配列してありますけれども、4クラス分、2、3、4階、12クラス分の教室を確保して12クラス対応と、増えたときでも対応できるように12クラス対応にしてあります。現在の麴町中は3、3、3の9クラスでございますけれども、1クラスずつ増えても対応できるように、12クラスの仕様にしてあります。

その普通教室の上でございましてけれども、屋内運動場、いわゆる体育館でございまして。天井は11メートルとってありますので、この2階、3階、4階というふうに吹き抜けになっている次第でございまして。その下の3階、ここも普通教室、美術室等、配置しております。

また、1枚めくっていただきます。右下のNo.002というペーパーでございまして。

左上、4階でございまして。ここも普通教室を配置してあります。

それと、一番左のほうにランチルームというのがありますけれども、ここも新規の施設でございまして、給食を食べたりするときに、ここで1学年全が入って食べられるようなランチルームも配置してございます。

その右側が5階になります。5階は特別教室ですけれども、左側が屋上庭園ですね。ここは450平米程度ございましてけれども、芝生化を考えております。その下に、庭を眺めながらということで、礼法室という畳の部屋があって、華道とか茶道とか、そういったクラブ活動にも活用する予定でございまして。

その左側でございまして。6階平面図。ここには屋上プールを配置してあります。ここは温水ではなくて、一応、目隠しするなどで、屋根つきを考えております。ここは加温式で、夏の水道が大体23から25度ぐらいということで、プラス5度ぐらい温められるような形を考えております。今のプール指導は大体7月・8月ですけれども、加温式にすることによって、前後1カ月、6月から9月ぐらいまでできるような形を考えております。

この右側、地下1階でございまして。ここには、調理室等、配置してあります。現在、麴町中は調理室がございませんので、ここも新しい施設として、とりあえず、単独で自校の給食を作るというように考えております。

1枚、まためくっていただきまして、旧校舎との比較でございましてけれども、細かい表で見にくくて大変恐縮です。白いところを旧校舎面積、黄色い

ところが今回提示と書いてありますけども、新しい校舎の面積でございます。一番下、総計のところでは7,996平米、旧校舎面積です。

これについては、今、8,000平米弱ほどの旧校舎面積がございますけれども、今回これを作るに当たりまして、延床面積が12,116平米ということで、一番下の右側、4,120平米ほど増えてしまうわけですが、赤くしましたところが新規の関係の施設で、ランチルームですとか給食の関係、あと、先程ご説明しました武道場、そして、プールに屋根をかける関係で面積算入されてしまいますので、735平米ほど、そして、その他の部門のほうでは、縦長の地形なので、廊下が長くなったりしまして供用部分が増えるということで、廊下・階段で1,690平米増えるような形になります。

一番下の赤いところ、新規需要の関係で、給食関係、プール屋根、武道場、トイレ等々で4,180平米ほど増えますので、その部分が現在より追加になってしまうということをお考えいただければと思います。

また1枚めくっていただきまして、参考ということで付けさせていただきました。

麴町中学校に、どういったCO₂削減対策、環境対策が施せるかということで、ここには、ほぼ、こうやったらこれだけ減るよということで考えられます対策をフルに載せておりますけれども、一番下、CO₂削減量合計、今のままの計画ですと、183.8トン、年間CO₂を排出することになります、それが64%ほど削減できる勘定で、183.8トンが118.2トンまで削減できるという表でございます。今、環境安全部と施設経営課と協議し、費用対効果も見まして、どのあたりを施していこうかということを検討しまして、実施設計の中に盛り込んでいきたいと考えてございます。

説明は以上です。

市川委員長

はい。ご苦労さまでした。

それでは、2件の報告がありましたが、初めに愛称の募集について、何かございますでしょうか。

堀口委員

任せていいんじゃないかな。

市川委員長

よろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長

それでは、富士見こども施設の愛称については、そのように取り運んでいただきたい。

次に、麴町中の設計等について、何かご質問等ございましたら、どうぞお願いします。

堀口委員

全くの素人の質問なんですけど、これ、永田町小学校の跡地に麴町中が移ったのはいつでしたっけ。

こども施設課長

20年の9月です。今、そこを仮校舎として使っております。

堀口委員

そうすると、もう、そこが空いたわけですね。一部使っていますけど、元の麴町中を。こんなに時間がかかるものなんですか、計画や実施に。

こども施設課長

そうですね。今、6号館、体育館の部分を使っています、今現在は、校

庭も体育や部活動に使っているのですけれども、これから6号館を除いて旧校舎を解体すると同時に、まだ、さらに詳細な設計にこれから入っていく段階で、今年度末に工事に着工して、やっぱり約2年ほどかかってしまう形になります。

堀口委員 そうすると、今使っている運動場が使えなくなると。今も狭いところで、みんな、わあっとやることになっているけど、仕方がないと。

こども施設課長 そうですね。また、色々な学校をお借りするとか、他の区内の運動場、どこか使えるところなどを選定して、学校の要望も聞きながらやっていけたらというように考えています。

堀口委員 それから、この設計の中で、身体障害のある方たちの行動制限に関する配慮というのは。階段とかスロープとかエレベーターとか、そこら辺の配慮はどうなるんですか。

こども施設課長 エレベーターもございますし、あと、トイレも「だれでもトイレ」みたいなものも作りますし、そこら辺はまた、バリアフリーで考えていきたいと考えております。

堀口委員 上下の移動ということは。

こども施設課長 上下は……。

堀口委員 例えば、入り口とか、外から入るときの配慮とか、そういうのはどんなようになっていますか。

こども施設課長 一般の方は、001の図面を見ていただきますと、プリンス通りから入りまして、事務室と主事室というのがあって、そこから来客の方が入ります。その左に車いすのマークがございまして、ここら辺にまた、障害者の駐車場スペースを確保して、入っていくのはここからになります。上下はエレベーターを利用しまして移動するということで、実施設計の中でも、その辺、今ご意見をいただきましたようなところをさらに詰めまして、身体障害者の方にも優しい建物にしたいというように考えています。当然、東京都の福祉の関係の建物づくりのマニュアル等ありますので、そこを遵守しながら作っていきたいと考えています。

堀口委員 これは富士見のときにもお話ししたんですけれども、こういう校舎が災害の時に収容場所になる。その時に、おじいちゃんもおばあちゃんも障害者もいるから、そういう意味ではトイレはかなり広くとっておいたほうがいいということになっているんですが、トイレに関する広さとか、そういうのは大丈夫でしょうね。

こども施設課長 ええ、大丈夫です。旧校舎の建物より、当然なのですが、トイレに関しても、「だれでもトイレ」ですとか、トイレのスペースですとか、その辺も配慮して建てていく考えです。

堀口委員 ただ、その「だれでもトイレ」も、今日も色々な本を見ていましたけれども、かなり厳しい、割と今までの「だれでもトイレ」の感覚じゃだめな方がたくさん増えているということを配慮してください。

こども施設課長 はい、わかりました。

福澤委員
こども施設課長

これ、運動場は、今までのものに比べて広いんですか、広さは。
運動場は、今までに比べてかなり広くなります。資料にはないのですけども、グラウンドが今回2,200平米程度取れるのですけども、現行の面積が1,300平米程度だったので、かなり広く使えるようになります。

福澤委員
こども施設課長

これ、トラック1周で何メートルですか。
トラック1周……。

福澤委員
こども施設課長

あるいは、この直線で何か。直線だと何メートル。
すみません、トラック、ここの周り1周が100メートルです。ここの東西、ずっとまた、トラックがありますけども、ここは80メートルです。

福澤委員
堀口委員
こども施設課長
市川委員長
堀口委員

はい。
グラウンドは何でできているんですか、素材。
グラウンドは、アクリル舗装で考えております。
他にいかがでしょうか。どうぞ。
すみません。そうすると、当然、この細長い道から左側に入っていくのは、昇降口なんかもスロープやなんかができるわけですね。

こども施設課長
市川委員長

はい。
色々な意見を聞いている間に、一時、今でもそうなのかもしれませんが、校庭を全部芝生に、のような、そういう話が出なかったですか。

こども施設課長

芝生化の話も当然出ました。このメインのトラックのところに、例えば、こういうふうにテニスコート3面みたいな図もありますけれども、なかなか、中学生になると運動量も多くなってしまいますし、この校庭で運動するときに、ここのメインの中心の部分というのはなかなか芝生化が難しいだろうということで、先程、緑のネットワークとか、屋上の芝生化とか、お話しさしあげましたけども、その辺でできる部分については、温暖化対策もございますので、極力、できるところは芝生化していきたいなというように考えております。

市川委員長

これ、非常に敷地に余裕のあるところは良いのでしょうかけども、総じて中学の校庭というのは、ただでさえ狭いわけで、芝生の養生とかなんとかいっても大変ですし、思い切ったことができなくなっちゃうんですね。いやあ、ここ、いかがかなというように思っていたもので、念のためにお聞きしました。

こども施設課長
市川委員長
堀口委員

はい。
ほかにいかがでしょうか。
あと、聞き逃したんですけど、冷暖房は、教室はコンクリートで、下にパイプを通して温水と冷水ということで、暖かかったり涼しかったりと、それが夏冬の対策なんですか。

こども施設課長
堀口委員
こども施設課長

冷暖房ですか。
はい。
すみません。冷暖房は参考につけさせていただいた、最後のA4の縦長のペーパー、環境対策のほうの10番の項目です。

堀 口 委 員 私、それを見て。

こども施設課長 はい。

堀 口 委 員 よく、私、性教育のために各学校へ行くと、暑いときにみんな大変で、扇風機でやったりなんかするんですけど、これで十分なんですか。今、麴町中学の冷暖房はどういうふうになっているんですか。

こども施設課長 家庭のクーラーのような。

堀 口 委 員 部屋で調整するクーラーが入っているわけですか。

こども施設課長 はい。

堀 口 委 員 今度は、ここではなくなる。クーラーはなくなって、その床のあれで。

こども施設課長 そうです。

堀 口 委 員 これはかなり効率はいいんですか。信用していいんですか。

こども施設課長 はい。詳細については検討して、十分対応可能なものに。

堀 口 委 員 多分そうだろうとは思いますが、余りにも行く場所によって違いがあって、生徒さんはかわいそうだなと思うところに出会っているものですか。

こども施設課長 生徒さんには、そういう目に遭わせないように配慮して、これから、設計の部門と技術の部門と……。

堀 口 委 員 何かできるだけ自然に耐え忍べというような空気があるのかと思うぐらいひどいところがあるので。大丈夫なんですね。

こども施設課長 はい。

福 澤 委 員 これはかなり、省エネについては考えていますね。

こども総務課長 はい。

堀 口 委 員 そうですか。

福 澤 委 員 これ、良いですよ。

市川委員長 ほかにいかがですか。

よろしゅうございますか。

(了 承)

◎日程第3 その他

市川委員長 それでは、報告は承ったということにいたしまして。

総 務 係 長 次、各課長から何か報告事項はありますか。今日は特にありませんか。

市川委員長 なければ、総務係からですが、教育委員会会議録のホームページ掲載につきまして、ご説明します。

市川委員長 委員長のお手元に4月14日の会議録が置いてあります。それにご署名をしていただければ、今週中にホームページ掲載の手続きをとりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

市川委員長 以上でございます。

市川委員長 はい。それでは、早速、終わった後にいたします。

市川委員長 それでは、特になければ、先程申し上げましたように、採決をしましたよ

うに人事案件に入りたいと思いますので、よろしくお願ひします。